

フォレストイング実践活動事業契約書

フォレストイング実践活動の土地所有者 小茅野生産森林組合（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（対象森林）

第1条 この契約に基づく森林（以下「対象森林」という。）の位置は別紙表示の森林のとおりとする。

（使用目的）

第2条 乙は、対象森林を、地域住民との参画により、里山林の保全と新たな利用機会の創設を目的として使用するものとする。

（対象森林の管理）

第3条 対象森林については、甲の助言を得ながら乙が管理し、利用できるものとする。

（乙の利用範囲）

第4条 乙は対象森林において森林整備に必要な次の事項を行うことが出来る。

- (1) 樹木の植栽及び伐採（除伐、間伐。ただし、甲が指定した立木を除く）
- (2) 山菜及びきのこ等特用林産物の採取及び栽培
- (3) 甲の承諾を得た、土地形状の変更及び構造物の設置
- (4) その他第2条に掲げる使用目的の範囲内における利用

（乙の義務）

第5条 乙は、対象森林の適切な管理に努めなければならない。

（禁止事項）

第6条 乙は、対象森林において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自然環境を損なう行為
- (2) 土砂、産業廃棄物等ゴミの投棄
- (3) 生態を変える可能性のある植物の育成
- (4) 動物、蜂等の飼育
- (5) 山崎アウトドアランド利用者に対する迷惑行為
- (6) 営利目的の使用
- (7) 法律や条例・規則等に違反する行為
- (8) 第2条に掲げる使用目的に違反する行為

（契約期間）

第7条 この契約の期間は、契約の日から平成29年3月31日とする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次のいずれかに該当する場合、契約の全部又は一部を変更し、もしくは解除することが出来る。

- (1) 乙が死亡した場合であって、この契約の継承者がいない場合
- (2) 天災、その他の事由により契約の目的を達する事が出来ないと認めた場合
- (3) 乙が甲の定める期日までに利用料金を納入しなかった場合
- (4) 乙が第4条及び第5条、第6条、第13条に違反した場合

（利用料金）

第9条 乙は、契約期間の利用料金として金60,000円を甲に支払うものとする。

(利用料金の納付)

第10条 前条に定める利用料金の支払いは各年1回の分割払いとし、支払期限及び金額は次のとおりとする。

(支払期限)	(支払金額)
毎年5月末日	金12,000円

2 前項の規定にかかわらず、乙は契約期間の利用料金を一括して甲に支払うことができる。

(利用料金の不還付)

第11条 乙が、既に納付した利用料金は還付しないものとする。

(甲の責務)

第12条 甲は、乙に対する森林の利用に関する指導及び助言を行うものとする。

(権利譲渡転貸等の禁止)

第13条 乙は、本契約に関する権利を第三者に譲渡転貸してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(返還)

第14条 乙は、契約期間の満了、または第8条の規定により本契約が解除された場合は、原則として直ちに乙の負担により原状に回復し、甲に返還しなければならない。

(事故の責任)

第15条 この契約に基づき、森林を管理及び利用するにあたって、対象森林及びその周辺において発生した次の事故については、乙の責任において処理するものとする。

- (1) 乙に起因する事故
- (2) 甲及び乙以外の第三者に起因する事故

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

(特約事項)

第17条 第4条第3号に基づく行為については、書面により甲に申し出、甲の許可を得ること。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成24年 4月 1日

(甲) 宍粟市山崎町小茅野

小茅野生産森林組合
組合長

印

(乙)

印